

文 教 厚 生 委 員 会 記 録  
< 第 6 号 >

令和 5 年第 1 回 沖 繩 県 議 会 ( 2 月 定 例 会 )

令和 5 年 3 月 24 日 ( 金 曜 日 )

沖 繩 県 議 会

## 文教厚生委員会記録&lt;第6号&gt;

## 開会の日時

年月日 令和5年3月24日 金曜日  
開 会 午前10時1分  
散 会 午後0時43分

## 場 所

第4委員会室

## 議 題

- 1 乙第5号議案 沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例
- 2 乙第6号議案 沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例
- 3 乙第7号議案 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 4 乙第8号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例
- 5 乙第9号議案 沖縄県子ども・子育て会議設置条例の一部を改正する条例
- 6 乙第10号議案 沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 7 乙第11号議案 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 8 乙第12号議案 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 9 乙第13号議案 沖縄県差別のない社会づくり条例
- 10 乙第17号議案 沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例
- 11 請願令和3年第1号、同第4号、請願令和4年第2号、陳情令和2年第24号、同第41号、同第54号の3、同第56号、同第63号から同第66号まで、同第72号、同第75号から同第78号まで、同第80号、同第83号、同第90号、同第

94号、同第103号、同第109号、同第117号の2、同第120号、同第122号、同第129号、同第141号、同第149号、同第160号、同第163号、同第164号、同第169号、同第173号、同第176号、同第178号、同第188号の3、同第196号、同第214号、同第215号、同第218号、同第222号、陳情令和3年第12号、同第14号、同第15号、同第17号、同第21号、同第22号、同第25号、同第28号、同第29号、同第39号から同第42号まで、同第48号の3、同第54号、同第61号、同第63号、同第72号、同第74号から同第76号まで、同第81号、同第82号、同第92号の2、同第104号、同第105号、同第107号、同第111号、同第118号、同第119号、同第130号から同第133号まで、同第136号、同第137号、同第139号、同第140号、同第151号、同第155号から同第158号まで、同第169号、同第170号、同第172号、同第174号の3、同第176号、同第179号、同第181号、同第189号、同第193号、同第203号、同第204号、同第206号から同第208号まで、同第210号、同第212号から同第214号まで、同第216号、同第218号、同第228号、同第231号、同第232号、同第239号、同第240号、同第248号から同第250号まで、同第253号、同第254号、陳情令和4年第8号、同第14号、同第15号の2、同第16号、同第19号、同第21号、同第26号、同第28号、同第30号、同第33号、同第34号、同第39号、同第44号、同第47号から同第52号まで、同第56号、同第57号、同第59号、同第62号、同第68号、同第70号、同第77号から同第79号まで、同第86号から同第90号まで、同第91号の2、同第93号、同第95号、同第96号、同第100号、同第107号、同第110号、同第114号、同第124号の3、同第126号、同第130号、同第139号、同第141号から同第143号まで、同第145号、同第156号、同第157号、同第163号、同第170号、同第174号、同第180号、陳情第10号、第15号、第17号、第20号の2、第23号、第24号、第26号、第28号、第30号、第37号の2、第39号、第40号及び第45号

12 閉会中継続審査・調査について

13 海外視察・調査日程について

## 出席委員

委員長	末松文信君
副委員長	石原朝子さん
委員	小渡良太郎君
委員	新垣淑豊君
委員	照屋大河君
委員	比嘉京子さん

委員 瀬長 美佐雄 君  
 委員 玉城 ノブ子 さん  
 委員 喜友名 智子 さん  
 委員 仲宗根 悟 君  
 委員 上原 章 君

委員外議員 なし

---

### 説明のため出席した者の職・氏名

病院事業局長 我那覇 仁 君  
 病院事業総務課  
 新型コロナウイルス感染症対策室長 當 銘 哲也 君  
 病院事業経営課長 與 儀 秀行 君  
 病院事業企画課長 照 屋 陽一 君  
 病院事業企画課医療企画監 中矢代 真美 さん

---

○末松文信委員長 ただいまから、文教厚生委員会を開会いたします。

本日の説明員として、病院事業局長の出席を求めています。

まず初めに、病院事業局関係の陳情令和2年第24号外11件を議題といたします。

ただいまの陳情について、病院事業局長の説明を求めます。

なお、継続の陳情については、前定例会以降の新しい事実についてのみ説明をお願いいたします。

我那覇仁病院事業局長。

○我那覇仁病院事業局長 委員の皆様、おはようございます。

委員長の御許可をいただき、着座にて御説明申し上げたいと思います。

それでは、病院事業局に係る処理方針について、御説明いたします。

陳情に関する説明資料の2ページの目次を御覧ください。

病院事業局に係る陳情案件は継続11件、新規1件となっております。

初めに、継続のうち、軽微な修正を除き、処理方針に変更があるものについて、説明させていただきます。

12ページをお願いします。

陳情令和4年第114号県有地である旧南部病院跡地の無償譲渡を求める陳情について、変更のある箇所を下線で示していますので、変更後の処理方針を読み上げます。

旧県立南部病院土地については、病院事業局及び県内部での利活用の有無を確認したところ、利活用の意向がなかったことから、糸満市の要望に基づき、糸満市土地開発公社へ譲渡することとしております。

土地の譲渡価格につきましては、糸満市の要望や同土地の取得の経緯を踏まえ、病院事業局及び糸満市土地開発公社、双方の不動産鑑定評価の結果を基に、同土地の利用計画のうち、福祉施設用地及び道路部分については、5割減額した価格を譲渡価格としております。

同土地の売買契約については、令和5年2月議会に提出した補正予算を踏まえ、契約締結を行ったところであります。

続きまして、16ページをお願いします。

陳情令和4年第157号旧県立八重山病院跡地を医療機関へ提供（売買あるいは賃貸）するよう求める陳情について、変更後の処理方針を読み上げます。

現在、病院事業局では、職員宿舎の必要戸数や面積等を検討するための県立八重山病院職員宿舎整備に係る基本構想策定業務の委託を行っており、令和4年度中に、職員宿舎の具体的な戸数や必要面積などの基本構想を策定することとしております。

以上が処理方針の変更に係る説明であります。

その他の継続分については、処理方針に変更はありませんので、説明を省略させていただきます。

続きまして、新規の陳情1件について、処理方針を説明いたします。

17ページをお願いします。

令和5年第20号の2県立八重山病院に関する陳情について、処理方針を読み上げます。

病院事業局としては、地域の医療ニーズに対応し、良質で安定した医療サービスを提供するためには、人材確保に直結する住環境の確保・整備が重要であると考えていることから、地元の理解と協力を得ながら宿舎整備を進めていきたいと考えております。

現在、病院事業局では、職員宿舎の必要戸数や面積等を検討するための県立八重山病院職員宿舎整備に係る基本構想策定業務の委託を行っており、令和4年度中に、職員宿舎の具体的な戸数や必要面積などの基本構想を策定することとしております。

なお、宿舎の候補地については、地元石垣市をはじめ、関係機関とも連携を図りながら、柔軟に対応していきたいと考えております。

以上で、病院事業局に係る陳情の説明を終わります。

御審査のほど、よろしくお願いいたします。

**○末松文信委員長** 病院事業局長の説明は終わりました。

これより、各陳情に対する質疑を行います。

質疑に当たっては、委員自らタブレットの発表者となり、陳情番号を申し述べてから、説明資料の該当ページを表示し、重複することがないように簡潔にお願いいたします。

この際、執行部の皆様に申し上げます。

答弁に際しては、要点をまとめ、要領よく行い、円滑な委員会運営が図られるよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

照屋大河委員。

**○照屋大河委員** 新規の陳情、県立八重山病院に関する陳情ですが、先日石垣の議会の陳情を受けて参考人招致を行いました。その跡地について、地元病院の建設を求めるといような陳情での参考人の意見聴取でしたが、一方また今回の新規の陳情によれば、まず第一候補として病院職員一同はそちらの場所に官舎の建設を希望すると。そうでなければ代替地を提案してほしいということで、何だかこの陳情のやり取りを見ると非常に地元は混乱しているように感じています。先ほど、委託された西棟の宿舎については令和4年度中に結果が出るということでしたが、その進捗状況について伺います。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 委員の御質問にお答えします。

ただいまの進捗状況といたしましては、令和4年度中で宿舎の必要戸数、それから必要面積というところの委託事業を行っております。これにつきましては幾つかのシミュレーションをやっておりまして、例えば高層で造った場合だったりとか、それから低層であった場合。それによって当然面積等も変わってきますので、そういったところのもので今シミュレーションをして、今年度末には幾つかのパターンのシミュレーションが出来上がると。令和5年度以降にそのシミュレーションを基に改めて具体的な宿舎整備の検討を行っていくということになっております。

○**照屋大河委員** 陳情を見ると、医師、あるいはスタッフの皆さんは全国各地から石垣市に集まり、日々地域医療を支えているが離島勤務を希望する医師は少なく、各診療科とも医師の確保に苦勞しているというふうな話で、その宿舎が非常に必要だという点については、病院局もそれをしっかり受け止めているというふうに思います。一方で遅々として進まない状況に、何か議会も巻き込んで、あるいは希望する民間の病院の先生たちもこちらに来られたりしてですね、地域が非常に混乱しているように受け止めます。そういう意味では安心した、働く人たちの環境、将来的にしっかりと宿舎を確保していくという姿勢はありますが、なかなか進まない状況に地域自体が混乱しているんじゃないかというふうに受け止めざるを得ないものですから、改めてしっかり職員の皆さんにも安心を与えるような取組、説明——あるいは地域議会、民間として地域医療を支える人たちの協力がなければ、この小さな離島で地域の皆さんの健康を守る、命を守るということは非常に困難かと思しますので、そういう理解を相互に、皆さんを中心に、病院事業局を中心に行っていただきながら、早期にこの問題の解決を行っていただきたいと思います。

改めて局長、お願いします。

○**我那覇仁病院事業局長** ありがとうございます。

これまでも議会等でも説明をしてまいりましたが、やはり病院事業局としましては八重山地域の医療を守るためには、やっぱり医師や看護師の住環境の確保が最も大切であると。そういうことは一貫して話をさせていただいております。じゃ進捗状況はどうかということもございますが、今担当から話があったように、その具体的な戸数、面積を検討、あるいはもう今月中にはそれを決定し、また意見交換をしていくと、そういうふうな予定をしていますので、そこら辺はしっかり宿舎の確保に向けて、プライオリティーは職員の宿舎が第一だということはぶれずに話を進めていきたいと考えております。

以上です。

○**照屋大河委員** ありがとうございます。

職員を大切に局長のお話を、今議会で最後になるかもしれないので、この機会に大変御苦勞さまと申し上げて、質問を終わりたいと思います。

○**末松文信委員長** ほかに質疑はありませんか。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 同じく新規の20号の2についてお聞きしたいと思います。

あまりにも時間がかかりすぎている感が私には強くあるんですけども、今後のためにもしっかりと体制について聞きたいと思います。

まず局長がおっしゃったように、宿舎はいわゆる人材確保のために非常に重要なアメニティーであるというお話がありました。これはずっと一貫して変わらずにおありだと思えます。そのことに関してなんですけれども、今この問題ですね、現場からいわゆる新しい病院に移って、宿舎の問題というのはもう既に発生していたと思うんです。新しい病院に移って、そして更地にしたところでこの問題は提案がされていたのではないかと思うんですが、いつ提案されたんでしょうか。

○與儀秀行病院事業経営課長 お答えします。

旧八重山病院の跡地につきましては、令和3年度末に解体撤去を終わりました更地となりました。ですので、正確に言うと令和4年3月に更地になったと。その後、八重山病院のほうからその旧跡地を使って職員宿舎を造りたいという要望が上がってきたのが令和4年9月20日であります。それから、我々は今現在病院とも調整をしながら進めているという状況になっています。

○比嘉京子委員 病院側としては希望もあったとは思いますが、今八重山病院の職員の人数と、それから県外から来られている方々の人数を答弁いただきたいと思います。

○與儀秀行病院事業経営課長 すみません、今御質問の県外からの方というのは、ちょっと手元の資料で……。

○比嘉京子委員 島外でいいです。

○與儀秀行病院事業経営課長 ないんですけども、職員の人数としまして、職種ごとですと……。

○比嘉京子委員 いや、職種はいらないので。

○與儀秀行病院事業経営課長 今現在ですね、この要望があった際の人数としては356名いるということになっております。

○比嘉京子委員 島外の人数がなければ、どれぐらいの宿舎が必要かというのに必要な材料だと思うんですが、いかがでしょうか。

○與儀秀行病院事業経営課長 この356名のうち、八重山のほうに、石垣のほうに自宅、実家がある職員が75名。残りの方がですね、221名が借りているという形になっております。

○比嘉京子委員 221名が今借家住まいをしているということですが、その中で病院事業局として宿舎の受入れをしている人数は何名でしょうか。

○與儀秀行病院事業経営課長 お答えします。

宿舎のほうにつきましては、八重山病院が実際に持っている職員宿舎で44名。それから民間の賃貸住宅、こちらのほう借り上げていますけれども、そのほうで10名。それから知事部ですね、県職員住宅の一部を借りておりますので、そこで6名ということで全部で60名、の戸を宿舎として今現在使用しています。

○比嘉京子委員 この44名というのは旧病院跡地にある宿舎のことでしょうか。

○與儀秀行病院事業経営課長 この44名につきましては、医師住宅が11名。それから看護師住宅が33名というふうになっております。

看護師住宅につきましては、旧八重山病院の跡地ではなくて、近くに4階建ての建物があるので、そちらのほうに33名というふうになっております。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、比嘉委員より、この住宅の所在地と、県が建てたのかどうかの確認があり、病院事業経営課長より、旧八重山病院跡地の近くにあり、病院事業局が所有しているとの説明があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

比嘉京子委員。

○比嘉京子委員 その44の局所有のものというのは、そこはどれぐらい使える見通しがあるものでしょうか。

○與儀秀行病院事業経営課長 お答えします。

看護師住宅につきましては40戸あるんですけれども、こちらのほうが平成7年12月に竣工いたしまして今現在築26年になっております。正確な数字はどれだけというのは——少なくとも向こう10年はもつだろうと。我々としては、県立病院管理総合計画というので、できるだけ建物を長寿命化しようというような計画を昨年度つくりましたので、それに基づいて必要な修繕とかをですね、長寿命化というのも今現在やっています。

○比嘉京子委員 ある程度数字が私も把握できました。

というのは民間の12と、それから県の6ということについてこの間予算委員会で質疑のときに、県は、病院事業局を独立した機関であるということで県の住宅を貸すということは、ある意味で認められないという方向にあるというふうに聞いたところですよ。ですから言ってみれば、今44以外の221名から44を引いた残り以上の建物でなければならないということになるろうかと思うんですけれども、この10年間で八重山病院の職員はどれぐらい増加したんでしょうか。

○與儀秀行病院事業経営課長 すみません、10年ではないんですけれども、職員宿舎のほうですね、整備が終わったところの平成9年の定数が259名でした。令和4年度現在が351名となっていますので、92名の増加というふうになっております。

○比嘉京子委員 100名の増加傾向にあるというのは前も質疑で一応お聞きしたところですよ。そのことを踏まえた上で今簡単な数値で言えば200名弱というところの数字が出ると思うんですけれども、今計画として業者に投げている宿舎の総数は幾らなんんでしょうか。

○與儀秀行病院事業経営課長 現場からいろいろ要望が上がってきていますけれども、面積等を含めて今現在マックスでやっているのが179戸ですね。これについては今ある八重山病院の跡地を基準として造っております。

○比嘉京子委員 例えば研修医等が——長期ではないかもしれませんがけれども、研修医等の受入れ体制も可能となっているんでしょうか。

○與儀秀行病院事業経営課長 この辺の部分も含めて細かいことまで言います

と、医師については全員100%受け入れられるような形のほうで造っております。

○比嘉京子委員 これにどれぐらいの将来的な見通しと言いますか、増える、10年間は使えるということで旧の——平成に造られた看護師の宿舎というのはリニューアルするなどしてそれなりに使われると思うんですけども、今後の見通しとして八重山病院の職員は増加するのか、並行なのか、減になるのか、どういう見通しでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

今現在増える見込みとか、明確なことはちょっと申し上げられないんですけども、今後の医療計画とか、そういった関連で変わってくるものと考えております。

○比嘉京子委員 局としては医療構想を去年立てたと思うんですけども、それに基づくとどうなんでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 今比嘉委員のほうからお話があったものについては、当然八重山地域に関しては保健医療体制ということで県立病院だけではないものですから、その第8次医療計画とか、そういったところで示されるものという理解です。

○比嘉京子委員 保健医療部と関わりなく、県立病院の事業局としての見通しはどうでしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 今後の医療提供体制とかというところもあるので、その辺につきましては八重山の圏域、県立病院の医療に支障がないように増員が必要であれば増員していくというようなことで考えております。

○比嘉京子委員 私がどうしてこういう質問をしたかと申しますと、すぐに不足するのではないかと。数年もたたないうちに不足になるのではないかと。そういうような予測がつくのではないかと。これは八重山、地元出身の医療人がどれだけいるかということにも関わることだとは思いますが、今民間の借り上げ等もかなり高いお金を出していると思うんです。そういうことを考えますと、私は今きゅうきゅうに造るのではなくて、余裕を持って造る必要が

あるのではないかというようなことをお聞きしたいのですけれども、いかがでしょうか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** 今現在進めている計画につきましては、将来どれだけの戸数が必要であったりとか、面積が必要であったりと。再三ありますように旧八重山病院跡地につきましては、地元のほうから利活用したいというお話もありますので、場合によってはそこじゃなく別のところで宿舎を造るかもしれないというのもありますので、今八重山病院が必要とする宿舎の戸数がどれだけかというのを今計算している。なので、今すぐ造るというわけではなくて、将来にわたってどれだけ整備が必要かという作業を進めているところです。

**○比嘉京子委員** ということは、今業者さんに見てもらっていることというのは数字的にはまだまだ動かせる段階にあるという理解でよろしいでしょうか。

**○與儀秀行病院事業経営課長** こちらのほうの数字も先ほど申し上げましたけれども、マックスで279戸を想定していますけれども、実際には倍以上それより下がるかもしれないですし、あと当然病院事業局の財政的な体力と、そういうものもありますので、そういったところも踏まえてどこまで整備するかというのを今幾つかのパターンでシミュレーションを立てて、検討しているというところです。

**○比嘉京子委員** やはり今医療体制を見ていると、平成9年からでしょうか。100名増えているんだということからすると、八重山圏域における人口は減少していないわけです。そういうような状況の中で、素人判断で考えましても、観光客の多さを考えましてもやはり私はまだまだ医療ニーズが高まっていく地域ではないかというふうに考えています。そのことを考えますと、やはりぎゅうぎゅうに造るのではなくて、余裕を持って造っていくことが——すぐにも足りなくなる、数年もたてば。ニーズが、今現在透析を増やすだけでも4名増やそうとしているわけです、この1年間で。そういうことを考えますと、ぎゅうぎゅうに造るということはいくらでも得策ではないと。また借り上げ等に手を出さざるを得なくなるというふうに思いますので、そこはぜひ見通しを立てて。設計の段階にもっと期待をするわけですけれども、今見積りを幾つかのシミュレーションで出してもらっているんだというお話なので、そのことを踏まえた上で、近い将来のことを踏まえた上で、10年後を踏まえた上で私は宿舎を建て

ていってほしいというふうに思いますが、局長いかがでしょうか。

○**與儀秀行病院事業経営課長** 今現在やっている委託のシミュレーションにつきましては、将来の建て替えまでを含めた形で一応設計をシミュレーション、委託しています。先ほど申し上げたとおり、低層で造った場合ですとか、高層で造った場合というのは当然、低層で造ればその上にも伸ばしていただけますので、定数より増えたときもできますと。それから敷地面積についても大分ゆとりを持って、その中で建て替えができるような形のものを今いろいろシミュレーションをしていますので、そこは委員から御質問がありましたところについては、我々も当然検討をしながら行っているというところですよ。

○**比嘉京子委員** 赴任する方々が宿舎に入れる人と入れない人ということで、住宅費の自己負担が増えるというような、そういうようなことにならないように。あなたは入れてよかったわねと、タイミングが悪く私は入れなかったわというような方々が出てこないように。そのことを重々に考えながら、ぜひ戸数等のことは検討していただきたいという要望で終わりたいと思います。

○**末松文信委員長** ほかに質疑はありませんか。  
新垣淑豊委員。

○**新垣淑豊委員** ありがとうございます。

すみません、10ページになりますが、県立中部病院の医療体制の強化というところでちょっとお伺いしたいのが、4番の処理方針です。ここでは聞き取りをして課題を整理し、対応を検討してまいりますということですが、今回その聞き取りをされて中部病院の中での泌尿器科、腎臓内科に関してどういった課題があるのかというのを分かっている範囲で教えていただけますか。

○**中矢代真美病院事業企画課医療企画監** よろしく申し上げます。

まず泌尿器科におきましては、現在中部病院の定数3名のところ、1人の医師が配置されている状況になっておりまして、定数の増員という要望は現場からはなく、この残り2名の定数の医師を確保するというところに努力しているところです。内容については、泌尿器科というのはいろんな泌尿器科系統のがんの対応であることのほか、尿路結石や前立腺の肥大症などの良性の疾患の診療のほか、透析をしている患者様への生体腎や献腎移植を行っているところですが、とりわけ県立病院におきましては、緊急性を要するような対応が民間病

院でできにくい部分でありまして、その医療提供が求められるところだと考えております。

以前も、陳情でもありましたとおり、泌尿器科の医師の確保のための解決策の一つとしては、そこに泌尿器科医の求めているような医療設備を導入することで医師確保ができる見込みがあるということで、それについてはロボット支援手術というような設備を県立中部病院に確保していくように今動いているところであります。

一方、腎臓内科のほうは今4名の腎臓内科医師が勤務していまして、こちらでも定数の増員の要望は現場から出ていません。腎臓内科というのは腎臓のいろんな疾患のうち、腎炎であるとか、ネフローゼというような疾患がありますが、そのほかにもやはり今多いのは肥満からくる糖尿病、そしてその糖尿病性腎症というようなところへの対応などがありまして、やはり同じように移植透析を含めた慢性腎臓病の診療を行っているところです。

同様にやはり民間と一番違うのは緊急性が必要なもの、あるいはいろんな社会的ニーズの高い患者様、あるいは非常に多くの他診療科と一緒に診療しないといけないような、そういうような患者様の対応というところが民間病院ではなかなかできないところを引き受けているところでもあります。

以上です。

**○新垣淑豊委員** ありがとうございます。

今ですね、移植というお話がありましたけれども、県内で、例えば今回はたしか腎臓移植の患者会の方ですよね。腎臓移植が行うことができる医療機関というのは幾つあるんでしょうか。

**○中矢代真美病院事業企画課医療企画監** 県内では県立中部病院を含めて4か所あります。

**○新垣淑豊委員** 移植に際して、必要な検査が幾つかあるかと思うんですけれども、県内でその中でもHLA検査、これを行うことができる医療機関というのは幾つあるんでしょうか。

**○中矢代真美病院事業企画課医療企画監** 沖縄県内では県立中部病院の1か所です。

**○新垣淑豊委員** ちょっと私も幾つかお話を聞かせていただいた方がいまし

て、4月以降このHLA検査が沖縄県内でできなくなるんじゃないかというお話があるんですけども、その点についてはどういった状況になっているのか教えてください。

**○照屋陽一病院事業企画課長** お答えします。

このHLAに関しましては、保健医療部の地域保健課というところが所管になっておりまして、これは病院事業局のものについては、中部病院と一緒に考えているんですけども、今後についての話し合いは地域保健課のほうが進めております。ちょっと先ほどお話があった4月以降できないというお話も聞いてございますが、それについては保健医療部のほうで所掌をしているということでございます。

**○新垣淑豊委員** 今地域保健課がというお話ですけども、病院事業局としてはどういった姿勢でこれに臨んでいく予定ですか。

**○照屋陽一病院事業企画課長** 中部病院としましては、今HLA検査に関しましては昔からの流れで中部病院でやっていると。これは結構赤字が大きいということで今後継続が難しいというお話を保健医療部のほうに伝えておりました。このスタンスは本庁側も変わらないのでこれについて、例えば財政措置とかできるようにという形で、共に連携して保健医療部のほうと調整しているところでございます。

**○新垣淑豊委員** ちなみにこのHLA検査ができなくなったときの県内の医療に関する影響というのはどういうことが考えられますか。

**○中矢代真美病院事業企画課医療企画監** ありがとうございます。

既に琉球大学において、腎臓移植などでHLA検査が必要な患者様は県外への検査に委託をされていて、一応スムーズに行っているところだとはお聞きしていますが、今後何か緊急性が要するようなものが出た場合は県内にあったほうがベターだと思います。ですから、それが必要な体制を早急に調整することによって関係者で動いているところでもあります。

**○新垣淑豊委員** ちょっと私が聞いたところによると、例えばお亡くなりになった方が臓器を提供するといった場合にですね、1日たってしまうともう使えなくなっちゃうということで、例えば県内で検査ができるかできないかという

のは非常にこの一刻を争うことに関しては大きなことじゃないかという印象を受けました。なので県内で検査が行われるということは非常に大事なことだと思うんですね。先ほどおっしゃっていたように赤字なのでやっぱりできないというところであれば、やはりこれは病院事業局としてしっかりと保健医療部に対して予算措置を要求する。これは行うべきだと思っております。そのことについていかが思うかということと、この検査に関してはこれはもう政策医療だと思っているんですけども、この点についての見解をぜひ局長からいただきたいんですけども。

**○我那覇仁病院事業局長** 歴史的に中部病院が腎臓移植を始めて、その当時はかなり件数が多かったということの経緯があります。現在におきましては、残念ながら中部病院は今泌尿器科の外科医が1人ということで、実際にはその数は行われていないというふうなところがあります。それから、HLA検査をずっと維持するためにはもちろん費用の問題もありますが、やっぱり検査技師、かなり熟練された技師が必要であると。その場合に県立病院としては、どうしてもある程度時期が来るとやっぱり異動とかというふうなこともありまして、その後輩の修練といいますか、そういったところでいろいろ課題が今あります。委員がおっしゃっているように、これが沖縄県でできなくなるということはやっぱり避けなくちゃいけないというふうに考えております。

現在保健医療部と協力しながら、これは先ほど言いましたように保健医療部が所管なんですけど、実際に保健医療部のほうですね、琉球大学のほうにいろいろ要請をしながら何とかそれをやってもらえないかというふうな交渉を行っています。今のところ4月からいきなり中部病院がもうやりませんというふうな格好ではないと思うんですけど、ただし今後ともずっと中部病院がやっていくかどうかについては、いろいろな関係機関とやっぱり検討が必要であると考えます。理想的には琉球大学がですね、件数も多いですし、そういったふうに移管できればいいと思うんですけど、ここら辺はやっぱり関係者との意見交換、協力が必要だと考えます。決して沖縄県ではもうHLA検査が来月からできないとか、そういうふうなことは避けなくちゃいけないという認識を持っています。

**○新垣淑豊委員** 先ほどのお話でも赤字ということになっていたんですけども、実は私琉球大学の現関係者ともお話してきました。その際にもやはりそもそも赤字と分かっているものを押しつけられるって言ったらちょっと語弊がありますけれども、ではなくてしっかりと予算措置をしていただいた上で、これを依頼してほしいというようなお話もありましたので、ぜひそこは保健医療部

とお話をさせていただきたいなと思っています。

今局長のお話の中で人材の育成という部分もありました。これも大きな課題の一つですということで、県立病院なのでどうしても回らなければいけないと。そしたら回ってきて次また戻ってきたときには既にもう技術が先に行っていて、それもまた埋め合わせをするのに時間がかかってしまうというところもあるんですということもお話がありましたので、ぜひ人材の育成というところに関してもうローテーションで回るというところも含めて、県立病院の人材育成の在り方というものも、ぜひ考え直していただきたいなというふうに思います。

あと実際に言われたのが、かつてはなかったであろう医療に関係する知識、職種、こういったものが増えてきていますということで、県立病院の採用の中で、例えば賃金とかですね、こういったものにもなかなか最新のものが反映されづらい状況になっているのでここもできるだけ弾力的にといいか、柔軟に対応していただける、例えば資格報酬であったりとか、こういったものがあると非常にやりがいが出てきますというような声もありましたので、この場でちょっとお伝えをさせていただきたいなと思っています。

今回このH L Aの検査だけではなくて、多分同様のことがほかにもあると思います。我々も直接やはり病院の方々とお話をさせていただいて、こういった要望をこういった議会の場を通してお伝えをしていきますけれども、ぜひ病院事業局としても、まあ声は聞いていると思いますけれども、なかなか声が上げづらいこともあると思うんですね。そこを丁寧に拾って上げていただきたいなということをお願いして、質疑を終わります。

**○末松文信委員長** ほかに質疑はありませんか。

瀬長美佐雄委員。

**○瀬長美佐雄委員** お願いします。

5ページにあります、令和2年の段階ですが県立宮古病院の対応可能な病床を増やしてくれということで、この間頑張って対応されてきて、この陳情——当時3床だということに照らして、実態の対応としてはどのような対応をされてきたのかを伺います。

**○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長** この陳情が出されたのは、恐らく県のほうでコロナの病床確保計画というのをまだ定める前の段階だったかと思います。それで宮古病院のコロナ対応病床を増やしてほしいというような陳情の内容かと思うんですけれども、県のほうで令和2年度の

半ば頃だったと思うんですが、病床確保計画というのを保健医療部のほうで策定しております。これは各コロナ対策本部、県のコロナ対策本部と県内のコロナ患者を受け入れる重点医療機関が協議をして、10段階の医療フェーズに応じたそれぞれの病院の病床数というのを定めた病床確保計画というのを策定しております。県内のコロナの入院患者の状況に応じて、コロナ対策本部が医療フェーズを発しまして、その医療フェーズが発せられた——10段階の医療フェーズがあるんですけども、その段階に応じて各重点医療機関は確保病床数を増やしていくというふうな対応を取ってきております。ですので、この2年度、3年度、4年度と、宮古地域におけるコロナ病床の入院患者数の増減に応じて、保健医療部が発する医療フェーズに対応した病床を確保してきて、受入れを行ってきたというふうな状況になっています。

○瀬長美佐雄委員　ですから、確認としては何床まで対応できたという実績を伺っています。

○當銘哲也病院事業総務課新型コロナウイルス感染症対策室長　宮古病院のほうでは、先ほど申し上げた病床確保計画で最大では51床確保しているところです。

以上です。

○瀬長美佐雄委員　ありがとうございました。

次に移ります。

13ページにあります県立八重山病院附属の西表診療所と医師の住宅について。

対処方針では前向きに検討していきたいと答えていますが、見通しについてどのように前向きな検討の状況なのかを伺います。

○與儀秀行病院事業経営課長　お答えします。

処理方針に書かれているとおり、病院事業局の施設整備につきましては令和3年度に策定いたしました沖縄県立病院施設等総合管理計画に基づいて、今現在必要な修繕等を行っているところです。西表の西部診療所、それから医師住宅につきましては老朽化とありますので、ここについては建て替えを行う予定としておりますけれども、地元のほうから一部、別の地区に移転してほしいというような要望もありますので、その辺も踏まえて今どこに造るかという調整を今後地元自治体と、それから八重山病院を含めて調整を行っていくというところ

ころです。

○瀬長美佐雄委員 まあ調整中と、前向きに進めると、急ぎ、という確認で終わります。

最後に15ページの精和病院の移転・統合計画を急いでほしいと。

対処方針でも移転・統合は進めると答えていますが、その進捗状況というか、どんな到達でしょうか。

○照屋陽一病院事業企画課長 お答えします。

この処理方針にも書いてございますように、去年の7月に第1回委員会、11月に第2回の検討委員会を開催しております。その中で1つ目として——2つ論点がありまして、総合病院との統合の是非。あと一つの論点としては新病院が担うべき医療機能について議論しているところでございます。

第2回の11月に開催した委員会の中でいろいろな意見が出まして、統合の是非については南部医療センターとの移転・建て替えについては全委員が了承しておりますが、ただ南部医療センターとの統合については一部の委員がちょっと疑問を呈されております。あと新病院の担うべき医療機能につきましては、今現在民間が実施している機能について、新たにやるというのはどうなのかという意見もございました。そういった意見を今現在整理しまして、本来ならば3月に、今月に検討委員会を開催する予定だったんですけども、なかなか委員の都合がつかなくて、申し訳ないんですけども、4月に入ってから第3回の検討委員会でのその辺の整理した内容をお示しして、また議論していこうということになってございます。

以上でございます。

○瀬長美佐雄委員 以上です。

ぜひ、その辺前向きに、早急に結論を出して進めていただきたいと要望して終わります。

ありがとうございました。

○末松文信委員長 ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 質疑なしと認めます。

以上で、病院事業局関係の陳情に対する質疑を終結いたします。  
説明員の皆さん、大変御苦労さまでした。  
休憩いたします。

(休憩中に、病院事業局長が退任の挨拶を行い、その後執行部退席)

○末松文信委員長 再開いたします。

議案及び陳情等に対する質疑については全て終結し、採決を残すのみとなっております。

議案及び陳情等の採決を議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、新垣委員より乙第13号議案について発言の申し出があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 乙13号沖縄県差別のない社会づくり条例なんですけれども、この案件に関してはこの間の執行部に対しての質疑においても、やっぱりまだまだ十分でないと思われる部分がございます。なので今回の委員会での採決は見合わせて、閉会中の継続の審査を続けていただきたいということを要望させていただきます。

○末松文信委員長 休憩いたします。

(休憩中に、議案等の採決の順序等について協議)

○末松文信委員長 再開いたします。

これより、議案及び陳情等の採決を行います。

まず、乙第5号議案沖縄県地域福祉基金条例を廃止する条例、乙第6号議案沖縄県介護保険法関係手数料条例の一部を改正する条例、乙第7号議案沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、乙第8号議案沖縄県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例、乙第9号議案沖縄県子ども・子育て

会議設置条例の一部を改正する条例、乙第10号議案沖縄県幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、乙第11号議案沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、乙第12号議案沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例及び乙第17号議案沖縄県学校職員定数条例の一部を改正する条例の9件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

ただいまの議案9件は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、乙第5号議案から乙第12号議案まで及び乙第17号議案の9件は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(休憩中に、委員長から乙第13号議案の採決と継続審査の動議提出等について説明があった。)

○末松文信委員長 再開いたします。

新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

乙第13号沖縄県差別のない社会づくり条例に関してですが、これは休憩中にも申しましたが、まだまだ議論が尽くされていないということを私は感じております。特に9条及び10条に関して——対象となる場所ですね。こういったところもございました。そして、これは与野党ともに罰則規定についてもいろいろな御意見がございましたので、いま一度閉会中に議論をして、その後の制定でも構わないのではないかというふうに感じておりますので、今議会での採決を行わず、継続していただきたいという要望をいたします。

○末松文信委員長 ただいま、乙第13号議案に対し、新垣淑豊委員から継続審査の動議の提出があります。

よって、この際、乙第13号議案に対する継続審査の動議を議題といたします。

これより、本動議を採決いたします。  
 本動議は、挙手により採決いたします。  
 なお、挙手しない者は、これを否とみなします。  
 お諮りいたします。  
 本動議に賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手少数)

○末松文信委員長 挙手少数であります。

よって、乙第13号議案を継続審査とすることは、否決されました。  
 ただいま、乙第13号議案を継続審査とすることは否決されましたので、これより乙第13号議案の採決を行います。その前に意見、討論等はありませんか。  
 新垣淑豊委員。

○新垣淑豊委員 ありがとうございます。

乙第13号議案沖縄県差別のない社会づくり条例の採決について、私は反対の立場で討論させていただきたいと思っております。

同条例の制定に関しては趣旨としては我々の会派、自民党会派としても異論はございません。沖縄県において差別のない社会をつくることは非常に大切なことだと思っております。しかし、現段階では条例制定をできるほど議論が尽くされていないと考えます。特に9条の県民であることを理由とする、10条の本邦外出身者などに対するという部分において、対象を絞ることで公平性が無いものとなってしまいます。例えば県外、海外から来沖している観光客に対してなどはどのようにしているのか。本委員会でも取り上げられていた米軍に対しての抗議活動とヘイトの境目についても、まだ曖昧であると考えられます。質疑においても、県において具体的な事例の収集もされていないことも分かっております。また、与野党において罰則規定の盛り込みなども要望されておりますので、その点についてもさらなる議論が必要であると考えられます。加えて、私が質疑のときに指摘をしましたが、行政文書として、読む人によって受け止め方が異なる条例名についても一度検討をするべきであると思っております。

本委員会における採決は拙速すぎるということで、先ほど継続した審査を求めましたが、今回強いて採決するのであれば、我が会派としては反対をせざるを得ない状況であります。

以上、本条例制定に関しては反対ということを申し上げさせていただきます。

○末松文信委員長 ほかに意見・討論はありませんか。  
照屋大河委員。

○照屋大河委員 当初継続を求められた、そして趣旨としては理解をするということ、自民党さんにおいても、この課題が非常に重要だという点で理解されているということ、私を受け止めております。

しかしながら、この件についてはかなり時間をかけて議論されてきたというふうには思っています。県でチームがつくられて、案が作り上げられた。その案が県民に対してパブリックコメントをされて、そして多くの意見が寄せられて、それを反映した中での今回の提案です。言葉での表現というのが与えるその被害という点については、全国各地で様々な深刻な事態が発生しています。提案された今の時点でこの条例が、経過のうちに改正の議論の余地もあるとされる条例ですので、提案された今の時点で県が、あるいは議会が不当な差別を許さないという姿勢を大きく示すということで非常に重要なスタート、一歩になるものと考えて今議会での議案の、条例の制定に賛成するものです。

以上です。

○末松文信委員長 ほかに意見・討論はありませんか。  
小渡良太郎委員。

○小渡良太郎委員 私も乙13号議案に対して反対の立場から、少し意見を述べさせていただきます。

条例の趣旨で差別を許さない、県民も含めてヘイトを許さないというそういう趣旨の部分は重々に理解をしていますし、それについては大いに賛同するところではあります。ただ、条例は法であります。法律、条例というものはそれに従っていただく必要があると。であるならば、ある程度完璧に近い形を目指さないといけないというのが当然あるべき姿だと考えます。

この9条の質疑、集中して行われておりましたが定義も曖昧、運用も曖昧。どのような形でこの条例が今後沖縄県において、反映されるのか、影響を及ぼすのか。それについて提案した当局が説明ができない、十分に説明ができないということの一点においても、やはりこの条例案についてはまだまだ不完全なものであると判断をいたします。不完全であるからこそ、継続審査を求めたわけでもあるんですが、やはりそういったものを、しかも見直し、改正もオプションでありきという状況で運用して、状況が合わないんだったら変えればいけないかというふうな形での、最初からそういう意図が盛り込まれた上での

条例の議決というものについてはいささか拙速でありますし、想定外の問題が発生したときに誰が責任を取るのかというところも含めて考えると、簡単に是というふうに言うわけにはいかないと考えます。しっかりと議論が尽くされて、なおかつ提案した当局がちゃんとしっかりとした説明を委員会の場でできる、そういう条例であればもちろん賛成の立場になるとは思いますが、そこについていささかというには、あまりにも多くの条文、または定義において不十分であるというふうに判断せざるを得ない、審議を見て、私の質疑だけではなくて他の方々の質疑に対する答弁を含めても、そう判断せざるを得ないと考えます。

ゆえにこの乙第13号議案に対しては、反対という形で意見を述べさせていただきました。

以上です。

○末松文信委員長 ほかに意見・討論はありませんか。

(「意見・討論なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 意見・討論等なしと認めます。

以上で、意見・討論等を終結いたします。

これより、乙第13号議案を採決いたします。

本案は、挙手により採決いたします。

なお、挙手しない者は、これを否とみなします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手多数)

○末松文信委員長 挙手多数であります。

よって、乙第13号議案は、原案のとおり可決されました。

次に、請願及び陳情の採決を行います。

陳情等の採決に入ります前に、その取扱いについて御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、議案等採決区分表により協議)

○末松文信委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

請願及び陳情については、休憩中に御協議いたしましたとおり、陳情令和2年第56号、同第109号、同第196号、陳情令和3年第41号、同第42号、同第104号、同第105号、同第203号、同第206号、同第240号、同第249号、陳情令和4年第34号、同第107号、同第126号、同第170号、陳情第15号、第24号及び第26号を採択とし、その他については継続審査等とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、閉会中継続審査・調査事件についてを議題といたします。

先ほど、閉会中継続審査・調査すべきものとして決定した請願3件及び陳情110件、本委員会所管事務調査事項を閉会中継続審査及び調査事件として、議長に申し出たいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

ただいま議決しました議案等に対する委員会審査報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

次に、海外視察・調査についてを議題といたします。

休憩いたします。

(休憩中に、海外視察・調査について協議した結果、実施に向けて検討し、詳細は委員長に一任することで、意見の一致を見た。)

○末松文信委員長 再開いたします。

海外視察・調査につきましては、休憩中に御協議しましたとおり実施に向けて検討していくこととし、詳細な事項等につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

休憩いたします。

(休憩中に、陳情令和4年第48号に係る参考人の招致、同第19号県立中部病院の医療体制の強化・充実を求める陳情及び第8次医療計画に係る所管事務調査について協議)

○末松文信委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情令和4年第48号里親委託解除事案に関する陳情に係る参考人の招致については、休憩中に御協議いたしましたとおり、議題に追加し、直ちに審査を行いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

陳情令和4年第48号里親委託解除事案に関する陳情に係る参考人の招致についてを議題といたします。

ただいまの議題について、参考人の出席を求めるかどうかについて、休憩中に御協議をお願いいたします。

休憩いたします。

(休憩中に、参考人招致等について協議)

○末松文信委員長 再開いたします。

お諮りいたします。

陳情令和4年第48号里親委託解除事案に関する参考人招致に係る審査のため、参考人の出席を求め意見を聞くことについては、休憩中に御協議いたしましたとおりに決することとし、その他の詳細については委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○末松文信委員長 御異議なしと認めます。

よって、さよう決定いたしました。

以上で、本委員会に付託された議案及び陳情等の処理は、全て終了いたしました。

委員の皆さん、大変御苦勞さまでした。

本日の委員会は、これをもって散会いたします。

沖縄県議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

委員 長 末 松 文 信